

淀川水系流域委員会 第83回委員会 議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方
につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

西野委員

日 時 平成21年 1月20日（火）
午前10時 0分 開会
午後 0時26分 閉会
場 所 みやこめっせ 1F 第2展示場A面

〔午前10時 0分 開会〕

1. 開会

庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第83回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、現在15名ご着席になられております。庶務のほうには18名、出席のご連絡をいただいております。いずれにいたしましても、定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

本日は、議事次第、座席表、資料リスト、そして河川管理者提供資料3種類を配付資料としてお配りしております。ご確認いただければと思います。

前回委員会以降に委員会に寄せられました、委員及び一般からのご意見につきましては、ホームページにその都度掲載しております。なお、委員につきましては竹門委員から意見が寄せられております。

審議に入ります前に、ご発言に当たってのお願いをさせていただきます。ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。委員の発言を割ってのやじや大声での発言等は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。なお、携帯電話につきましては、音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは中村委員長、よろしくお願いいたします。

中村委員長

皆さんおはようございます。21年度第1回目の委員会でございます。第83回ということで、新しい課題が審議の対象になるということで、ご協力のほう、よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

2. 報告

1) 副委員長選出結果について

中村委員長

では、議事次第の2番目の報告に入ります。3点あるのですが、1点目は私のほうからご報告ということになります。

既に皆さんご承知のとおり、新しい体制になりまして、前回の委員会では委員長選出までは行ったのですが、副委員長に関しては委員長一任ということで、私のほうから環境・治水・利水、それぞれの分野の3名の委員に副委員長の就任をお願いしたところです。

それで、まず竹門委員に環境分野を特にお願いました。2番目に、治水のほうで綾委員にお願いしました。3番目ですが、利水・水需要管理という分野で千代延委員にお願いしました。ということで、新しい執行体制で新年始めますので、ひとつよろしくお願いいたします。

2) 河川管理者の異動報告について

中村委員長

では2番目ですが「河川管理者の異動報告について」ということで、河川管理者のほうからよろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

昨年10月1日付で前任の井上の後を引き継ぐことになりました宮武と申します。よろしくお願ひします。

私の紹介だけ少しさせていただきますと、実は、以前に淀川の事務所のほうに2年ほど勤務したことがあります。ただそれから15年たっておりまして、ちょっと河川行政の視点も変わってきていますし、また着任以来感じていますのは、流域の皆様方の関心が非常に高い仕事を担当するというので、一生懸命頑張りたいと思いますので、皆様方、よろしくお願ひいたします。

以上です。

3) 前回委員会以降の会議開催経過について

中村委員長

ありがとうございました。

では3番目、これは事務局のほうから「前回委員会以降の会議開催経過について」ということで、よろしくお願ひいたします。

庶務（日本能率協会総研 前原）

はい。庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議について、ご報告申し上げます。スクリーンをごらんください。

まず、昨年9月27日開催の第82回委員会についてでございます。ここでは委員長任期切れの対応について審議が行われ、中村正久委員が新しく委員長に選出されました。

続きまして、11月28日開催の第100回運営会議でございます。ここでは進捗点検の進め方などについて審議が行われ、これまでのやり方でよいのか議論する余地がある、進め方についてはある程度河川管理者より方向性を提示していただき委員会で議論したいなどの意見が出され、次回の運営会議において、委員会開催を1月から3月で調整することが決定いたしました。

最後に、12月25日開催の第101回運営会議でございます。ここでは委員会開催の日程、進捗点検の進め方などについて審議が行われ、1月20日に第83回委員会を開催すること、第83回委員会では委員会が事業進捗点検を行う際のやり方、各河川事務所が設置している委員会の審議状況、また流域委員会だからこそできる進捗点検の進め方などについて審議すること、今後の予定として、7月をめどに進捗点検への意見をまとめることなどが決定されました。以上でございます。

中村委員長

はい、ありがとうございました。以上3点について委員のほうから何か追加の情報なり、ご報告なりございますでしょうか。よろしければ、早速本日のメインの課題でございます審議を行いたいと思います。

3. 審議

1) これまでの進捗点検と今後の考え方

中村委員長

本日の審議なんですが、説明が、河川管理者と運営会議のほうからそれぞれございます。時間は若干余裕を持って、10分から15分程度ということになるかと思います。河川管理者のほうは、先ほど申し上げたように3点の資料があります。それから、運営会議のほうの資料は、委員会のウェブサイトへアップロードしたものをそのまま使うということで、本日もパワーポイントで竹門委員

から説明をしていただきます。

その後、残りの時間の大半を、その2点の資料に関する委員の、主として理解を深めるということになるかと思えますけれども、それぞれの説明に対する質疑ですね、それと進捗点検という課題ですから、進捗点検の方法なり体制なりということ、ある程度きょう議論しようかなと思っています。

それで、うまく審議が進めば、本日中に方法と体制を決めて、次の委員会に方針に基づいた中身の議論に若干入っていくというようなことができるかもしれないのですが、場合によっては、2月の委員会も引き続き進捗点検の方法、体制を決めていく必要性が明らかになり、持ち越し議論にもなる可能性があるかなと思います。

では、審議の課題の1番目でございます。河川管理者からこの3点の資料、河川管理者提供資料、資料 - 1、資料 - 2、資料 - 3ですが、これをお使いになっていただいて、説明のほうをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

はい、わかりました。説明の前に、私のことで、自分のことで頭がいっぱいになってしまったものですから、ご紹介する人物を1人忘れております。済みません。同じく10月1日付で広域水管理官の中込が異動になりまして、後任の藤村でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 藤村）

藤村です。よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

どうも済みませんでした。

座らせていただきまして、資料をお配りしてまして、3種類、お手元に用意しております。「河川管理者提供資料」というタイトルが右上に付してありますので、こちら用意いただいて、順番どおり、1番の資料をまずご説明させていただきたいと思えます。ご用意いただけましたか。

まず「今後の進捗点検に関する審議の進め方」ということをご説明をしたいと思えます。2つ、議論のポイントがあると思っております。

「（1）これまでの進捗点検及びその審議に関する論点」ということで、平成16年、17年度と、進捗点検の審議を過去行っております。その中でその点検の結果をとりまとめます内容が、1つの議論内容になってくると思えますが、一応これ、河川管理者の考え方といたしましては、主にその内容が事業の内容、施策の内容を紹介するような、そういったものになっていたと。今後、この議論を行うに当たって、河川整備計画の目標の達成度合い、あるいはその進め方等の審議を行うためには、もう少しここに改善が必要ではないかという点でございます。

ポチが4つありますので、2つ目になりますけれども、その結果、審議がどうしても事業の内容、あるいは実施方法に集中してくるということで、流域全体の視点等の部分が少し希薄になっていたと。ここも改善もしていきたいなと思っております。

それから3点目。各事務所が既に設置している委員会などにおいて、どういうふうに進めていくか等の審議がなされておるわけでありまして、このあたりの重複、このあたりとの役割分担を考えていかなければいけないということ。

最後の4点目は、審議の対象事業数ですけれども、後ほど触れますけど、机の上に備えつけの資

料を置いていますが、一番下に厚い資料がございます。こちらの資料が過去の点検結果の、点検の議論を行ったときの整備内容をまとめたシートなんですけれども、かなりの単位数、要は項目数がありまして、さらに事業の細目まで審議が及んだということで、各委員の負担、それから作業の負担もかなりあったというふうに聞いております。このあたりについても考えていかななくてはならないのではないかと。

これが（１）の論点であろうと考えております。

後半ですけれども「（２）今後の進捗点検に関する審議の進め方について」、今後のお話。これはいろいろな方法が考えられると思います。きょう、それを一つ、ちょっと考え方としてお示しをしていきたいのは、 の内容になります。「進捗点検の目的・考え方」ということで、整備計画に基づいて実施される個々の事業や施策が整備計画の目標の中でどう進捗しているかをまず点検していくということになるかと思えます。

この点検の進め方ということで、１つ目のポチですけれども、進捗点検は、河川管理者みずから、事業あるいは施策の実施者が自己点検を行って、その点検結果に対して流域委員会で多角的にご意見をいただくという進め方であろうと。

それから、２つ目のポイントであります。先ほども出てきましたけれども、既存の事務所単位で設置されております委員会、こちらの役割分担ということで、むしろ流域全体、あるいはスケジュールも中・長期的な大きな視点からの点検を行うことが役割分担の重要なポイントになるかとか、かように考えております。

今申し上げました、河川管理者みずからが点検をし、流域委員会で意見を言っていたということについては、これはきょう議論していただきますこの審議のあり方ということが決まりますれば、整備計画、今頑張って策定をしていかななくてはならないところでありますが、この策定後、これに基づいて定常的にやっていくということで、考えていることとさせていただきます。

次、２ページをおあげいただきまして、これは模式図ですので、上半分については流域委員会と既存の委員会との役割分担をイメージでかいたものであります。

後半の（３）でありますけれども、今１ページ目で過去のお話と今後のお話をさせていただきましたけれども、ちょっと論点整理を相違点としてまとめました。

「点検項目の立て方」ということで、これまでの部分については、なかなか全体的な視点による項目立てになっていなかったのではないかと。これを今後、右側の欄を見ていただきますと、整備計画の目標を流域の視点に立って点検できるように、参考資料のような項目で、参考資料を実は３ページにつけていまして、現在ございます整備計画（案）というものの章、節、項立てのレベルで１つの目標が立つだろうと。そうすれば、それに対してどういうふうな構成になるかというのを、左と右に仕分けて書いています。考え方とか概要を書いた章立ては点検を行う部分にはなりませんので、その辺を整理し、それから少しまとめられるところはまとめていくというようなことで整理をしています。これも重要な議論のポイントになるかと思っております。

それから２ページに戻っていただきまして、２ページの表の「進捗状況の表現方法」ですけれども、これまでは文章等で定性的な表現となっておりましたと、点検を行いご意見をいただくためには指標の設定、どういうふうな指標でその目標の達成度を議論するのか、できる限りそれを数値化して表現するというわかりやすさも考えていかななくてはならないと、このように考えております。

これも重要な議論のポイントになるかと思えます。

それから「河川管理者の点検結果」。今後こういうふうにしていこうと思っております、あるいはこの辺は進める、この辺は改善が必要だといったような評価を付記するというのも重要なポイントだろうと。

ということ、今後の進捗点検の考え方としてご提案したいと思います。

資料 - 2 については、今、少し厚い資料をご紹介しましたが、それを抜粋したものでありまして、議論の経緯としては、先ほど言いましたように、平成16、17年度に委員会を通じてさまざまな面からご議論いただき、また当時ありました各河川ごとの部会においても検討作業が行われたところでございます。

とりまとめの方法ですけれども、1ページに書いていますような全体一覧表、何を議論しているかというのをわかりやすくするための一覧表の整理。

それからページをあけていただきまして、2ページの上ですけれども、一々全部読んでみないとわからないということではなくて、概略を付記した一覧表をつくる。

2ページの後半ですけれども、進捗状況が記号でわかるように、進捗の度合いについて、それぞれ記号が付されるように工夫されておりました。

3ページです。ここからが具体内容になってくるわけです。大きな概要としまして、3ページ上側ですね、どんな整備内容をやっているのか。

それから4ページ、さらにその中で各地区の整備内容が書かれていたというような、こういう構成で少し厚目のお手元の資料が過去整理されてきたわけでございます。

4ページには後半の に、ここに点検項目数がございまして、総点検数は238事業に及んでおりました。議論はその中から抽出された106事業で行っていたという状況にございます。各分野ごとの内訳はそこに付されているとおりでございます。

これに対して最後のページ、5ページには、意見書がどういうふうにかかれたかということで、抜粋して付記しましたが、それぞれのシートナンバーを書いておりますが、例えば一番上には、環境という観点の「横断方向の河川形状の修復を実施（鵜殿地区）」ということで、意見がこういうこと出されましたよと書かれて、取りまとめられてきたわけでございます。これがこれまでの進捗点検の内容です。

最後に資料 - 3をおあげください。既存の委員会にどんなものがあるのかということで、一覧表にまとめさせていただきました。

いろいろな面から委員会が設置されておりますので、左端にはどういう切り口での委員会かということで「人との川とのつながり」とか「河川環境」とか「治水・防災」等々の項目に黒丸をつけて、どういうことを議論しているかをひと目でわかるようにさせていただきました。

それから河川名、委員会名、設置目的、活動内容等々を、本当に概略で恐縮ですけれども並べてみますと、ここに書いております。一個一個、これをご説明差し上げるのはちょっと時間の都合でできませんけれども、こういうのがありますよということで、きょうの議論の参考にしていただければと考えております。説明、以上でございます。

中村委員長

はい、ありがとうございました。

平成16年度、17年度の進捗点検の作業にかかわられた方もかなりおられると思うのですが、半数ぐらいの方は今回初めてだと思います。前回までの進捗点検の具体的なプロセスがこういうことだったということで河川管理者からご説明がりましたが、今回初めてそういうことだったのかということになる方が、半数ぐらいおられるということだと思います。

それで、次の運営会議からのたたき台の前に、今の河川管理者の話で、ここはわかりにくかったとか、こうだったのではないのかというようなことがあれば、ご質問を受け付けようと思いますけれども、どうでしょうか。はい、西野委員。

西野委員

西野です。

河川管理者のご提案の意図というのは大体理解できるんです。資料 - 2のほうで「これまでの進捗点検について」ということで、これまでのシートの概要について説明されたわけです。

今回提案された進め方の場合、提出されるシートの概要がどうなるかというご説明がなかったんですね。それで、まずそれをお聞きしたいんです。実際に出されるシートは今までの提出されたシートとどこがどう違うのかということも、もう少し具体的にご説明をお願いします。

中村委員長

お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

シートの提案は、考え方を決めないとなかなか難しかったものですから、きょうはちょっとご提案ができませんでした。それで、イメージとしましては、資料 - 1の2ページに書いてありますように、大きく違う点は2つあると思うんです。「点検項目の立て方」というところで、まず記載していく概要であったり整備内容というのが、済みません。2ページを見ていただきながら3ページも紹介して済みませんが、3ページの右側のような範囲で書いていく必要があるのではないかと思います。

では、中身が変わるかといったら、やっている中身は変わらないので、基本的にその、例えば整備内容とか目標がどうだということが、これに基づいて書かれるとご想像いただければと思うんです。

次に大きなポイントというのは、中身は何やっているのというよりも、なかなか難しいのですけれども、評価指標をつくらうということなんです。これは従来なかった話なんです。これを見ながらそれぞれの事業や施策がどういった形で目標達成に寄与してきたのかというのがわかるような、そんなシートに今度はしたらどうかという提案ですね。

こうすることで、ちょっと済みません、イメージというのはシートの形ではきょう出してませんが、2ページのこの(3)の表をごらんいただきながらアドバイスをいただけるとよろしいかと思っております。

中村委員長

どういうシートの作り方になるかということは、もうきょうの議論も踏まえてお考えいただくということですね。その際、これまでとはこういうところを変え、進捗点検に新しい考え方を反映したシートの設計をしたいと考えておられるということだと思います。これは多分、きょうの議論の後半にもう一度確認することになるかと思いますが、西野さん、よろしいですかね。シート

設計については、多分次回ぐらいまでにたたき台のようなものが出てくるかもしれないということだと思います。ほかに委員のほうから、今のご説明あるいはやりとりでございますか。はい、川上委員、よろしくをお願いします。

川上委員

川上です。幾つかあるのですけれども、まず資料 - 1 の (2) の ですけども、整備計画というのがターゲットになるということなんですけれども、整備計画はいつできるのかということ。

それから、 について、河川管理者が進捗点検を行い、流域委員会はその結果について意見を述べるということですので、その進捗点検の結果はいつ提示されるのか、これが3カ月も4カ月も先ではちょっと、第3次委員会の任期中には難しくなってしまうということがあります。

それから2ページ目の (3) の ですけども、先ほど調査官のご説明で、指標と目標というお話がありました。指標と目標とは違うと思うんですよね。そのところを少しははっきりさせていただきたいと思うんです。

最後に、これから河川管理者が行われた進捗点検について我々が意見を述べるわけですけども、その意見の反映はどういうふうに行われてどういう形で次の委員会に提示されるのかと、その辺をお伺いできればと思います。

中村委員長

はい、河川管理者のほうからよろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

河川調査官の宮武です。

2つ、ご質問があったと思います。

整備計画の策定がまだの中で、どういうふうに任期中に議論できるかということです。これは本当に、整備計画の策定が時間大変かかっておりまして、まだちょっとめどが立っていないという状況の中で、その整備計画の中身についての点検結果をいつ出すのかということは、同じく未定であります。

ただ、流域委員会としてのご議論の中で、整備計画ができた暁にこの進捗点検をどう進めていけばいいかというのは、これは並行して当然議論していったいいものではないか。という中で、定常的な点検のスタートにはなりませんけれども、そういう点検結果のあり方、意見の出し方について議論を行う中で、例えば試行的に今の状況で点検結果を出してみると、あるいは意見を出してみるとこうだというような、そういった議論は当然、例えばの例でありますけど、ご議論になると思うんですけれども、できるんじゃないかと考えております。そういった面で流域委員会のご審議をいただくことになるのではないかと考えております。

それからもう1つの指標と目標。これはもうおっしゃるとおりでありまして、目標がダイレクトに指標化できるものは非常に少なく、ひょっとしたらなかなかないという状況にあると思います。したがって、その目標を少しでも表現できる指標。複数あっていいと思うんですけれども、設定をしていければという意味で、目標と指標は混同しないように気をつけていきたいと思っています。以上です。

中村委員長

今のお話の第1点目が非常に重要なところなんです。河川整備計画がまだ策定されていないとい

う中での審議事項の進捗点検ということになりますから、ことしのやり方というのは、難しいといえれば非常に難しい。ただ、ことし、これが一つの方法論というか仕組みとしてある程度でき上がれば、来年度以降、当然その方法を使ってやっていけるということになりますから、非常に重要な取り組みになる。

その際に、整備計画がすぐにでもできれば、でき上がった整備計画に対して進めるんですけども、現行の事業についても、整備計画の目標を共通理解した上で当てはめて進捗状況を点検していくことはできるのではないかと。それでやっていただくことで、整備計画ができた際にもスムーズに方法論が活用できるのではないかとということをおっしゃられていると思います。

そこが非常に重要なところですので、もしこの点でいまいち明確ではないという場合には、ここははっきりしておいたほうがいいかなと思いますけど。今、河川管理者のほうは私の説明でよろしいでしょうか、はい。川上委員、どうでしょうかね。

川上委員

まだ十分納得できたわけではございませんので、委員会のほうでどういうふうに考えているかということも議論してから、またお伺いしたいと思います。

中村委員長

わかりました。それは次やります。そうですね。もう一回戻ってくるということになりますけれど。では、宮本委員よろしくをお願いします。

宮本委員

今、私、中村委員長がおっしゃったので、それでいいと思うんですけどね、もう一回ちょっと確認します。整備計画ができたものに対する進捗点検するというのは、当然我々の役目としてあるわけですけども、もう1点は、計画の案の段階でも、その計画内容について進捗点検するということになっているわけですね。

今までは基礎案に基づいて事業をやってこられたわけですよ、基本的には。それに対する進捗点検というものを、例えば16年度、17年度やってきたというふうに私は理解していたんですけども。ですから、整備計画ができる前は、今基礎案に基づいてやっておられる事業、これに対する進捗点検をこの委員会は当面やるというふうに私は理解しているんですけども、先ほどの中村委員長のご発言もそうだったと思うんですけども、それでよろしいんですね。

中村委員長

河川管理者のほうからお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

そこは、もちろん今私が説明した資料においてもご説明においても、進捗点検というものの本来のあり方というのは、整備計画の内容に基づいての点検になるうかと思っているんですけども、今申し上げましたように、進捗点検の方法、どうやって進めていくかという議論の中で、試行的にやっていくということではないかと認識しておいたものですから、説明としては今、そういうふうにご説明を差し上げたところでございます。

中村委員長

ちょっとそこを、やはり委員全体が共通理解したほうがいいと思いますので、それをもうちょっとはっきりと。はい、どうぞ。

宮本委員

宮本です。今の河川調査官のご発言では、あくまでも整備計画ができた後の進捗点検であって、そのためのいわば準備段階というか、どういうふうな進捗点検をしようかという議論をこれからするのだというふうに私は、今そういう発言だったと理解したのですけれども。

この委員会の設置の規約の中には、整備計画に対する進捗状況ということと、整備計画ができていない以前の計画案に対しても含まれているのですよね。ですから、先ほど言いましたけれども、平成16年、17年にやった進捗点検というのは、基礎案に基づいて今やっておられますよね、事業を。それに対する進捗点検をやったわけです。ですから、今計画はできていませんけれども、今の状況においても、まさに基礎案に基づいてやっておられる事業に対する進捗点検を我々が行うと。その行っていく中で、いろんな点検のやり方についてはブラッシュアップして行って、計画ができた時点での点検に出すということはわかるのですけれども、要するに、今やっている事業については、点検は要するにしないんだと。計画ができてからのことをするのだという今の発言は、少し従来の考え方とは私は違うと思うのですけれども。そこをはっきりしておかないと、スタートからこんがらがってしまうと思いますけれども。

中村委員長

河川管理者のほう、どうでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

よろしいでしょうか。多分本来当初この委員会をお願いしたときは、もっと早く計画ができていたというイメージだったと思いますので、そうすれば、計画案に基づいて、まさにその点検をしていただくということがこの時期にできていたんだと思うのですが、今御存じような状況ですので、非常に微妙な状況です。

我々としては、まずきょうこの進め方の1ページ目がすべてだと思うのですけれども、今までの点検と観点なり方法論なりを少し変えていくほういいのではないかということをもとにご提案をさせていただいてますので、そうあれば、昔のものを昔のやり方でやって、また新しいものを新しいやり方でやってということは非常に作業的につらいということも思っています。

ですから、宮武が申しましたように、今後、こういうやり方でやっていこうというものについて、過去のをモデル的なり試行的にやって、それがまさにこういう方法で今後やっていくべしというこの委員会からのご意見にさせていただければ、我々としては次からスムーズにいけるなということも思っております。ですから、過去のをやらないということではなくて、素材として、素材という言い方はよくないかも知れませんが、実際、作業としては新しいやり方でやるということではいかがかということのご提案をさせていただいているというふうにご理解をいただければと思っていますけれども。

本来であればといいますと、計画をつくるということにかなり忙殺をされていますので、きょうの資料も、先ほど西野委員がおっしゃったように、かなり、そういった意味で具体性はないのですけれども、まずこの委員会でも方法論について見つけていただければ、そういう具体的なやり方の中身についても、我々としてもこれから並行して考えていかなければいけないなということも思っているところがございます。

中村委員長

はい、千代延委員。

千代延委員

進め方ですけど、今からの進捗点検については、河川管理者のほうの説明と、ちょっと運営会議で考えておるたたき台と違うところがありますので、こちらのほうを1回説明した後に、今のような議論をもう一度されたらどうでしょうか。

中村委員長

ということで、運営会議でも今のところ課題になっておりましたので、たたき台にもそういうことを踏まえて提示させていただこうということにしました。まずはたたき台のほうを見ていただいた上で、もう一回この議論に帰ってこようと思うのですけれども。 はい、西野委員。

西野委員

ちょっと1つだけ確認したいのですが、進捗状況の点検の会議の回数ですね。6月にやったときは、あともう4回しかないというようなお話で10月に1度やって、今後、その任期内に会議が何回開催されるのかというのだけ確認をしたいのですけれども。

中村委員長

それも含めて、次のたたき台の中にどれぐらいの頻度でどういうスケジュールでやるかということも、一応示した上で今のお話も含めて議論させていただきたいというふうに思います。運営会議のほうは、竹門委員にパワーポイント作成の中心的な役割をしていただきましたので、竹門委員からよろしくをお願いします。

竹門委員

それでは、既に実質的な審議が始まっていますけれども、その審議を進める上でもたたき台についての説明をさせていただきます。

まず1番をあけてください。その進捗点検の定義ですけれども、これは河川整備計画案に書かれているとおりですね。「計画の内容については、PLAN・DO・CHECK・ACTIONのサイクルを考慮し、随時進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検に当たっては淀川水系流域委員会の意見を聞く。」と記されています。したがって、この仕組みをどのように確立するかが流域委員会でこれから審議するべきポイントになります。

2番目はそれを図で示したものです。これは既に河川管理者の説明にもありましたが、河川管理者による点検、チェックに対して流域委員会が意見を言うという図式です。しかし、意見を言う目的は、次のアクションに対して改善という形で意見を反映していただくことにあるわけでありまして、このPDCAサイクルが機能するために役割を果たせるようにすることが大事になります。

これは流域委員会としての進捗点検の意義をまとめたものです。意見を述べる目的を明確にしておく必要があります。委員会は、これまで計画に盛り込むべき環境、治水、利水の基本理念を提案してきました。これは、私の意見にも書きましたが、まず基礎案、原案、案には一貫して流域委員会が見解書等で提示した理念が記されています。また、それらに加えて、この委員会が9月にまとめ10月に出した意見書において、「壊滅的被害を防ぐ治水」「水需要管理」「河川環境」「流域の統合的管理」の4つの柱について、原案や案に不足している点や修正の必要な点について意見を述べました。そういった流域委員会の提示した考え方が河川事業に活かされているかどうかについてチェックし、目標達成に向けて適切な事業ができるようにしていくということが、この流域委員会

で進捗点検を行う意義であろうということです。

これが先ほどから議論になっている点ですけれども、現委員会の活動項目は、大きく2つになると考えます。1つは、現在進行中の事業についての進捗点検です。これは先ほど宮本委員がおっしゃいましたように、これまでも基礎案等に基づいて行われている事業を、流域委員会で進捗点検してきたわけでありまして、当然ながらこの今期の委員会でもその使命はあるわけですね。それをどのように行うかについては、従来方法ではなくて、新しくこの委員会で提案する方法で進捗点検できたらいいのではないかとということが、先ほど河川管理者のほうからご説明があったことだというふうに私は受けとめているわけです。ですから、しないわけじゃなくて、するのだけれども、方法を変えようということだというふうに考えます。ただし、任期が夏までしかございませんので、どのようにして効率よくトライするかについては、これから詰めていかななくてはならないということになります。

2つ目は、河川整備計画ができて以降の進捗点検に対する意見をどのように行っていくかについて提言することです。これについては、先ほど河川管理者のほうから提案がありました「進捗点検そのものをどのように進めていくか」という課題とともに、先ほど川上委員のほうから質問があって答えが出なかった、「出された意見がどのように活用されるのかについての仕組みをどうするか」という課題についても取り上げ、提言としてできるだけPDCAサイクルの中で具体的に機能するような仕組みを提案していく必要があるのではないかと考えます。具体的には、夏までにそれらの課題についての意見書をつくるのが委員の仕事になると思います。

次が、では、その進捗点検をどのように評価していくかについての基準についてです。これは、先ほど目標と指標は違うという点に関わります。基本とする考え方は、第1期の流域委員会から積み重ねてきた淀川水系の河川がどのようにあるべきかという基本的な方針をもう一度確認・共有し、目標を明確にした上で、「その目標に関してどのような指標を選んだらいいのか」という議論をするべきです。これはたたき台ですから、1から5の順番についても改めて議論したらいいと思うのですが、とりあえずの標語としては、「川が川をつくる」、「壊滅的被害を減らす」、「節水型社会を実現する」、「川に生かされた利用をする」、「流域の統合的管理システムを構築する」の5項目を基本的な考え方として掲げてはどうでしょうか。

これらを目標とした場合に、その評価基準となるような指標をどういう項目についてつくったらいいかです。これらの目標はそのまま指標にはなりませんので、この白字で書かれたキーワードにかかわる指標を構築していくことが必要となります。

それらの中には、既にある程度数値化されているものもあるでしょうし、これから検討していかなくてはならないものもあるでしょう。さらにここに挙げたものは、たたき台にすぎませんので、その1から5の目標に対して、どのような項目が指標としてふさわしいか。皆さんの意見によって入れかえたり、新しく加えたりするものがあるかと思います。ここではとりあえずの例として、環境については、固有性、歴史性、ダイナミズム、連続性、多様性。治水については、避難体制、洪水の分散、堤防強度、上下流バランス。利水については、水需要管理、水融通、既存施設の有効利用を挙げてみました。利用につきましては、河川管理者から出された案では、「川と人のつながり」が大きな目標になっていますけれども、ここでは利用の中におさめてみました。もちろんつながりには環境、治水、利水、利用すべてに関してあるわけですがけれども、また、その他の利用の視

点として、固有性、歴史性、ニーズを挙げました。そして、5番目の統合的管理システムについては、環境計画、総合治水、総合土砂管理、P D C Aサイクル等のキーワードを評価指標として考えるべき項目に挙げました。もちろんこの5番目はすべてにかかわりますので、項目によっては他の目標の指標へ移動したほうが良いといった意見もあるかもしれません。

次のスライドでは、どんなことをポイントとして検討していくべきであるかを挙げています。1番目は、流域全体を視野にした視点で検討すべしという意見です。これは、先ほど河川管理者のほうからも「同じ点検であっても、各種委員会が行っている個別の視点ではなかなか出てこない、空間的にも時間的にも大きいスケールでの点検がこの流域委員会には求められている」という共通の指摘がありました。それから、各種評価団体との役割分担を明確にする。これもこの一、二カ月の間に審議の中で明確にしていけばいいことだと考えます。

それから、個別事業の評価を目的としないというのは、全事業について事細かく点検をしていくということをしなすと、膨大な資料づくりの困難さとそれを評価する我々の能力、時間の限界があります。したがって、役割分担をし、かつ項目の整理をすることで、個別事業の評価を目的とせず、全体の事業の方向性がよろしいかどうかをチェックすることをこの委員会の役割としようということです。

それから、委員の専門分野からの視点だけではなく、上下流の調和、流域間での調和、あるいは治水と河川環境間での調和等、総合的な観点からの点検。これは、その専門家とかあるいは学術的なというだけじゃなくて、利用する市民の観点も含んだ意味での調和ということになると思います。

次が、きょう審議できるかどうかわかりませんが、グループ構成の課題についてです。今後進捗点検をしていくときに、毎回全体の委員会を開くということは労力的にも回数的にも困難でしょう。そうすると、やはりワーキンググループをつくって、委員会に承認をしていただくというやり方が妥当でしょう。そうとすれば、ワーキングをどのような形で構成するのかということも審議対象になってまいります。

これはあくまでもたたき台に過ぎませんが、流域でグループ化する場合の区分としては、琵琶湖、淀川、木津川、猪名川という4グループに分けるとするのが妥当かもしれません。かつては、項目別のグループと地域・流域別のグループの両方つくった経緯もございますが、効率化を図るためには、地域で分けてメンバーの重複を許すような緩やかなグループを構成するのがいいのではないかとというのが、あくまでたたき台としての意見です。

最後に西野委員から質問のあった、ではどのようなスケジュールでやるのかです。基本的に委員会のほうは月1ペースで2月、3月も行っていく方針です。ワーキングをその間に何回か挟んで、進捗点検の審議は6月までに完了し、6月、7月でそれらに基づいた提言を行うというスケジュールを考えているということです。これは河川管理者のほうにお願いしないといけないわけですが、このようなスケジュールを進めるためには、現行の事業に対するチェックシートを、少なくとも4月、5月以内には出していただく必要があります。5月では遅いかもしれないですね、できるだけ4月終わりまでには出していただく必要がないと、その結果を踏まえた審議と、それから意見書づくりはなかなか難しいということになります。これらの条件を加味した上でどのようにスケジュールを立てたらいいかについても検討していただければと思います。

以上が、運営会議で議論をした結果のまとめに相当する説明でありました。

中村委員長

それで、いろいろ先ほどから出ているご質問とかご意見に絞って議論をしていくのですが、これは結構いろんなことが関連していて、議論が発散する可能性がありますので、ちょっと非効率的ではあるのですが、このパワーポイント1枚1枚動かしながら、大体同じ土俵で議論しているということを確認したいと思います。まず1ページ目のパワーポイントを出していますよね、事務局のほうから。

この進捗点検とはというのと、次のP D C Aのこれですよね、計画の中にも記述がありますし、それから、特に前回の原案の意見の中にも、特に岡田委員がこのあたりのことを詳細に提案されたりしておりますので、詳細がP D C Aのどういう形に実際にやり出したら、作業的にあるいは体制的にどうなのかという問題があるのですが、この1枚目、2枚目の総論的なP D C Aのサイクルを進捗点検に反映していくのだということについて、何かご質問なり、多分工学系の方以外の方でP D C Aという言葉自体をなかなか使わないということもあろうかと思しますので、これについて、もし委員の方からここをはっきりしてくれとか、ここはよくわからないというようなことがあれば、今ちょっと大事なところですので、やりたいと思います。

村上委員よろしくお願いします。

村上委員

村上です。点検評価については、何か規範になる河川が必要だと思うのですが、それは今まで淀川の流域委員会を出してきた基礎案なり、それから意見書、それに基づいた環境、治水の考え方、それに沿っているかどうかという考え方で議論をしていってよろしいわけでしょうか。

中村委員長

竹門委員。

竹門委員

そのとおりです。先ほど。

山下委員

それこそ次のスライドで議論。

竹門委員

はい、そうですね。先ほど示したとおりですので、その場でもう一度議論したらいいと思うのですが、村上委員の認識で間違いはないと思います。

村上委員

では、その次の議論に譲ります。それから、先ほどから何度も出てくるのですが、意見を反映させる手続について、これは具体的に流域委員会側からこういう条件で満たされなければ進捗状況の点検に応じられないというような、一応条件をつける必要があるように思うのですが、そこについても議論をしたいというふうに考えます。

中村委員長

それは非常に重要なことですね。先ほど川上委員の発言とも共通しますので、今回と次回の委員会をあわせて確認することになります。もちろんそれができなかったから、作業に進んでいくことはできないので、河川管理者と委員会側でこの事業の意味、意義について、かっちり確認しておくということで。

そのことに関連して、あるいはほかのことで、今1枚目、2枚目のスライドでもし何かあれば、もしなければ次のスライドにいきますけれども。ちょっと。はい。水野委員お願いします。

水野委員

魚類の水野です。進捗点検という言葉の、2枚目のスライド、これでもいいのですけれども、進捗点検というときに、先ほど点検評価、チェックのところを評価することが流域委員のやることだというふうな感じで、2枚目に入ってしまいますが、書いてあったのですけれども。例えば私、プロジェクトマネジメントとかをやっていると、いかに改善したかというところを点検評価するというのこそ進捗点検というところまで、私は国際NGOとかでプロジェクト評価をやるときは、いかに処置だけではなくて、改善したかを進捗点検するというふうに言われたりするので、その管理者側がそこはこのアクションのほうの点検を、どうしたかの点検評価まで考えているのかどうかというのとは、ちょっとこれはどこでだれに聞けばいいのかちょっとさばいてもらおうと。

中村委員長

先ほどの村上委員の意見、あるいは川上委員の意見とも共通しているので、この辺は河川管理者と委員会の共通認識を持ったほうがいいということで。後にも出てくるとは思いますけど、とりあえず今の段階でもし何かご発言があれば。ちょっと待ってください。河川管理者の方。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

河川調査官宮武です。その観点からも私が説明さしあげた中に河川管理者の評価を付記するというふうに書いておりますが、ここをどういうふうに具体的になるのだというのはちょっと今それは具体的な議論がないので、説明が難しいのですけれども、こういうふうなところが改善が必要だ、あるいはこういうところを変えていっていますよというようなことも恐らく評価の中には書いていかないと、ご審議いただけないのではないかと考えていまして、そういう意味で説明内容にそれを追加しているところなのです。

水野委員

それでは、流域委員会の意見はそこまでも入ってももちろん構わないということですよ。今おっしゃったことは、このアクションのほうと、チェックとアクション両方に関して流域委員会は意見を述べても構わないと。

中村委員長

はい、河川管理者のほう。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

何度も済みません、宮武ですが、余りここだけというよりも、進捗点検というのはどこまで進んだかもあれば、どういうところに課題がありますよというのも点検結果です。ですから、ここまですというよりも、点検行為自体にご意見を賜ればというふうに思っているわけなのです。

水野委員

わかりました。

中村委員長

はい、西野委員。

西野委員

私、今の議論の進め方が全く理解できないのですけれども、今までの進捗点検のやり方というの

がありまして、それで今回河川管理者からこういうふうに変えたらどうかというご提案があったわけですね。それで、今出てきたその事務局案ですけれども、それがどういうスタンスなのかというのが理解できないんですよ。当然議論の進め方としては、今までやってきたことがあって、新しいやり方でやりましょうという提案があったら、では今までやってきたことと新しいことと、どっちを採用するんですかというのがあって、議論が進むというふうに通常理解するんですけれども、今出てきたこのパワーポイントは、どういうスタンスで出されたかというのが理解できないんです。

だから、これは、河川管理者のストーリーに従って事務局案ではこういうふうに考えましたということなのか、それとも、そもそも進捗点検というのは、いかにあるべきかというところからこういうものを出してきておられるのかというところが、よく理解できない。最後の2つか3つのスライドを見ますと、河川管理者のご提案に沿ったような形で事務局案として出しておられるというふうに理解できるんですけれども、一体何をこれから議論するのかというのはすごく重要だと思うのです。やはり今までのやり方に問題があったから、今回そういう提案があったからそれに沿って変えましょうという話なのか、そここのところをもう少しきちんと整理をしていただきたい。だから、やはり今までのやり方に問題があっても、やっぱりそのやり方を、そっちのほうをもう捨てるのだということで、この話を進めていくのか、捨てないで、とりあえず、そもそも進捗点検というのはいかにあるべきかという議論から話を進めているのかというところを整理をしていただきたいんです。

中村委員長

今の整理を少し私のほうから説明させていただいて、それを確認するというプロセスをとろうと思います。運営会議で、前回までの進捗点検の行い方、整備内容シートの設計を含めてですが、やり方については運営会議で議論しました。平成16年、17年には委員会の委員の数が非常に多かったということと、課題ごとに立てた部会と、それから地域ごとに立てた部会があって、個別の事業に専門家の先生が整備事業の進捗を個別に見ていくような進捗点検がある程度できる体制があったのです。そのときには、まだ河川整備計画の原案というものがなかったですから、基礎案に基づいて進めていった。

状況的にはそういうことがございました。今は、委員の数がその当時から比べると半数ぐらいですよ。それで、課題部会もそれから地域部会も今はございませんので、それと同じことをこういう形でやること自体はなかなか難しいだろうという、作業体制の問題は運営会議で議論しました。

それからもう1つは、先ほど河川管理者側からございました資料1の(3)の分ですね。項目の立て方、それから進捗状況の表現方法、要するにどういう考え方で進めていくのかということについては、河川管理者側からの提案がございました。

その2つを踏まえ、議論のたたき台を運営会議のほうでつくりましょうということでした。今のことで何か、西野さん、はい。

西野委員

そうしますと、やり方を変えるということをお前提にしているわけですね。やっぱりそれは明確にしてほしかった。だから、何かなし崩的に本来進捗点検とはいかにあるべきかというスライドがだだだっと続いた後で、前のやり方に対する批判も何もなしに突然河川管理者の考え方に従った提案を出されたわけですね。だから、そこは見るほうから見ると、すごくまやかしのよう感じ

がするんですよ。ちょっと言い方悪いのですが、

ただ、何を言いたいかといいますと、やはり変えるのであれば、まず変えるかどうかということ全員で議論しまして、それで変えるのであったら、ではその変える方法としてどういう方法があるかというのを議論するべきではないですかと、私は手順としてそういうのが必要じゃないかと思うので、そこのところはもう少し明確に提示をしていただきたかった。

だから、プロセスとしては今までのやり方がおっしゃるように煩雑で非常に負担がかかるものであったというのは確かだと思います。ただ、それをやり方を変えるのであれば、やはり変えることがいいのか悪いのか、何が悪くて、だからここをこう変えるのかとか、そういう議論なしになし崩し的に河川管理者側の提案に沿った形で変えるというのは、余りよくないのではないかと。だから、変えるかどうかということ、まず全員で合意した上で次のステップに進んでいただきたいと思います。

中村委員長

それはそうしましょう。はい。

山下委員

山下ですが、ちょっと西野さんの質問には2つあったような気がするのですが、後半のほうがよくわからなかったのです。すなわち、きょう最初の河川管理者のほうからの審議の進捗点検に関する審議の進め方という話と、後半のスライドのほうですが、これは一応内容的には矛盾してないという理解でよろしいのですか。それとも、河川管理者としてはこういうふうにしてほしいという、しかし委員長、副委員長等でお考えになったのは、こういう形でやりたいというのがスライドだという、だからその2つは全然整合していないという理解でいいのでしょうか。それとも、一応話は合ってるという前提でいいのでしょうか。

竹門委員

運営会議の中で議論はしましたが、今回提示したものはお互いに合意した資料ではございません。したがって、例えば今までのやり方ではよくないねという、新しい方法が提案できるといいねというところまでは、合意の上で提案しております。しかし、どういう方針でどういう項目についてどのように進めていくかについて、それから体制については、それぞれ勝手に意見を言ってるわけでありまして、お互いに示し合わせたものではございません。

山下委員

わかりました。

そうすると、そもそもその新しいやり方にするかどうかという話は、私自身はこういう新しいやり方の内容の議論のところ、これまでのやり方を切りかえていくかどうかという話是可以するから、西野委員とは違って余りこだわってはないのですが、ただスライドで出てきたようなやり方でいいのか、それとも河川管理者が考え方として出しているものの方がいいのかというところは、むしろこれから議論をすべきだということですね。

中村委員長

全くおっしゃるとおりです。

山下委員

ということでよろしいんですね。

中村委員長

おっしゃるとおりです。

はい、川上委員。

川上委員

川上です。今の議論をもうちょっとはっきりさせるために、ちょっとお話ししたいのですが、きょう、資料 - 1で河川管理者のほうから提示されたものは、河川管理者としてはこのように進捗点検を流域委員会にやってもらいたいと、で、どうですかということが問われているわけですよ。そこでそれを良とするか、あるいは否とするかですね、そのまず判断が1つ要すると思うんです。

それで次に、先ほど竹門先生がプレゼンテーションされた、あれは流域委員会はその進捗点検はこういう考え方でこういう進め方でやりたいということの1つの提案ですよ。

中村委員長

まあ、それもきょう議論ですね。

川上委員

提案ですよ。

中村委員長

ええ。たたき台ですがね。

川上委員

それについて河川管理者は、「いや、それは違う」と、「こういう考え方でやってもらいたいんだ」とかで、あるいは「いや、この考え方で全く結構です」とか、そういうところで1つ決めると。

それで次に決めなければいけないのは、さっきからの議論にありますように、宮本さんがおっしゃったように、その基礎案に基づいて具体的な大きな予算がついて進められておりますさまざまな事業があるわけですね。で、進捗状況の点検の対象は何かと。その基礎案に基づいて具体的に進められている事業を含めるのか、あるいは今までの計画案の段階での進捗状況を点検するのか、あるいはこれから策定された後の計画について進捗状況を点検するのか、その対象ははっきりさせる必要があると思うんですね。

それはさっきの2枚目のPDCAサイクルの右下に書いてあった、出ませんか、それ。「河川管理者による点検」、ここにかかってくる重要な問題だと思うんですよ。だから対象も明確にするということが3つ目だと思います。すいません。

中村委員長

おっしゃるとおりですので、そういうことを委員の間でも共通認識にしないといけないし、それから委員と河川管理者の間で共通認識にしないと作業をスタートすることはできないという意味で、今のやりとりは非常に重要です。

ただ、方法論の話は議論して決めないといけないのですが、この前回の進捗点検の方法をそのまま踏襲してやりましょうというのは、現実的に無理だということについては皆さん了解していて、議論をそちらのほうに向けていくということはあるのでしょうか。全くこれと同じことをやりましょうというのは、現実的に非常に難しいということで議論をしているということです。佐野委員。

佐野委員

佐野です。新委員の立場からちょっと確認をしたいんですが、本日の話題は、河川管理者からの提案もすべて進捗点検のやり方、方法の話ですよ。でも、新委員からしてみますと、進捗点検というのはそもそも、ある目的に対する達成度を点検するということなので、さっき川上委員がおっしゃったような、目的をどこに置くのか。つまり、もう現在動き出してこれまでやっている基礎案だと私はもう思い込んで来たんですが、それに対するお答えも明確ではないので、すごく混乱しているんですね。ですから、目的がはっきりしない限りは、いきなり点検のやり方の議論に入っても、ちょっと新委員としてはよくわかりません。

それからもう1つは、今までのやり方では無理があるということは、重々私も思っておりますが、やり方、つまり河川管理者自身が点検を行うのか、あるいは委員会がもっと比重があるのかどうかというのを変えるということは非常に大きなことですので、私は基本方針としては賛成ですけども、その意思確認は、やはりさっきおっしゃったように手続として踏んだほうがいいのではないかと思います。

中村委員長

はい。では、竹門委員。

竹門委員

まず最初の、対象を明確にするという点ですけども、この4番目にそのつもりで書いたんですが、私の説明が不足しており、よく伝わってなかったようです。

この上の頁が、現在実施している事業の進捗点検に対して我々が意見を言うということとして、これについては後のほうでスケジュールのところで申し上げたように、できれば4月中にはそのシートを出してほしいところです。ですから、ここでいう進捗点検は、あくまでも現在実施中の事業に対してやるということです。ただし、過去に行われたやり方から変えましょうというのが河川管理者のほうから提案があったことでもあります。ですから対象は、現在実施中の事業に対する進捗点検の結果に対する意見ということです。

その上で、もう1つ7月までに意見書の目次として含めなくてはいけないのが、今後実施される事業の進捗点検への意見。これについては、どのような仕組みでその意見を将来の事業に反映させていくかという仕組みづくりですとか、将来検討すべき項目に対する意見や提言を含むこととなりますので、両方を我々は議論していかなくてはならないんだということでもあります。対象としてはそれでよろしいでしょうか。

中村委員長

佐野委員。

佐野委員

対象というか、その達成度をはかるための目的ですね、目的はそれで、今のあれでということですかね。

中村委員長

達成度の目的の話は、まだ今話をされてないんですけども、これから行きます、そちらのほうに。

佐野委員

わかりました、では、後ほど。

中村委員長

はい。寶委員、よろしくをお願いします。

寶委員

寶です。P D C Aサイクルについてはまた後ほど申し上げたいことがあるのですけれども、まずこれが出てきたものですから確認したいんですが。

この1つ目の「河川整備計画（案を含み）に基づき実施されている過年度事業」という意味は、先ほどから河川整備計画基礎案に基づいて実施されているということですが、それはそうなんですか。そうですか。いや、僕はよく知らなかったの。工事実施基本計画で今進んでいるのかなと思ったものですからね。

それと、もし基礎案だったら基礎案でもいいとして、そうだとすると、もう一回、基礎案をちょっと勉強してない者としては基礎案を、まあ勉強してないというとあれですけども、基礎案のことについて十分理解してない場合には、そこに立ち返って点検の検討をする必要があるということでしょうかね。我々自身が意見を言うことについてですね。そこをちょっと確認させていただけますでしょうか。

中村委員長

非常に重要な点です。今行われている事業は、確かに工事実施基本計画の延長線で行われているものもあるし、それから基礎案の段階で新たに取り組みられたということで実施されているものもありますよね。要するに計画を実施する上でこういう検討をする、とかいうのが入ってますよね、基礎案の場合。そういうものも含め、一部基礎案とオーバーラップして事業を進めているという理解なんです。寶委員の、今行われている事業は枠組みとして何をベースにして行われているかということも明確にさせていただくのがいいと思うんですけども、河川管理者、よろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

宮武ですが。基礎案というのは、あくまでも議論の途中段階の整理であります。ですから整備計画ができるまでは、我々の仕事というのは工事実施基本計画に基づいてやっているというのが位置づけとなります。

中村委員長

宮本委員。

宮本委員

今の解釈は全く今までの解釈と違いますよ。工事実施基本計画というのは長期の、まさに方針とありますが、ということですよ。工事実施基本計画の中に、例えばどこかの堤防を補強するとか、あるいはワンドをつくるとか、そんなことは一切、当然入ってませんよね。具体の事業をするのに、整備計画ができるまではこの基礎案に基づいて具体的な整備内容シート、これに基づいて位置づけて事業をやっていくというのが、これまでの河川管理者の考え方ありますので。

その基礎案は関係ないんです。今の工事実施基本計画に基づいてやりますと。そんなことを言われると、今までこの流域委員会で議論してきて、基礎案をつくってこの進捗点検をしてきたのは一体何だったんだとなりますよ。

そこはちょっと訂正してもらわないと、議論がもうまるっきりこんがらがりますよ。まあ、まだ

宮武さんは新しいから、ちょっと昔のことは御存じないかもしれませんがね。

中村委員長

今の段階で何か発言ございますか。なければちょっと委員の間でやりとりするのですけれども、宮本委員から、今のは河川管理者から何かお答えいただきたいということですか。

宮本委員

いえいえ、今の調査官の発言が、ちょっと我々が理解してきたこととまるっきり違ったものですかと言ったままで、そこは恐らく前からおられる方はよく御存じだと思いますがね。

中村委員長

では、後で河川管理者に戻りますけれども、委員の間で今の点に関してご発言いただきたいと思えます。まず、澤井委員よろしく願います。

澤井委員

澤井です。今の点は、我々の机の上に置いてあるこの資料で明確だと思うんですね。「河川整備計画基礎案整備シートに係わる平成17年度事業の進捗点検についての意見」というのを、我々は2006年に出しているわけですね。それをやってくださいと言われて、それに対して答えたのですから、それはタイトルでも明確だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

宮本委員なり、今、澤井委員がおっしゃったように、我々はここは当面どういう工事をやっていくかというところは、この委員会なりで議論していただいたことを実際に現場では反映してますし、逆にあるものは止めてますし、そういった意味では、その「基づき」という言葉の意味合いのとらえ方だと思うんですけれども。

ただ、この進捗点検の話について言いますと、今後これから議論をしていったら、我々、作業部隊としてですけれども、当初、おととしにこの進捗点検をこの委員会にお願いしたいというときには、とっくのとうにもう計画はできているというイメージでありましたので、当然、整備計画に基づいて今度の進捗点検を行うということをお願いもしているところです。

それでまさに、ちょうど今は中途半端で、今はできてないけど近々できるかもしれないみたいな状況ですので、我々、今やり方をですね、どういう方法論なりあるいは考え方でその点検を行っていただくかということ、これをこの委員会でまずはご議論をいただけるものかなあとということで、我々としては、今お話しになっている過去のやり方についてはこういう論点があったのではないかというものを、ちょっと簡単ですがお示しさせていただいて、そのもとでこうしたらどうかということ、我々なりにご提示をさせていただいていると。これはまたご議論いただければいいのですが。

それで、実際に今後やる作業を具体的に何に、例えば指標をつくるとしたときに、どの計画について指標をつくるかといえ、やはり我々としてはもう近々できるであろうもので作業させていただくのが効率的であると思っておりますので、そういった意味で整備計画でということをお願いしているということなので。実際これから先ほどお示しいただいている夏までの作業という意味で、我々はちょっとそういうことを申し上げているというふうにご理解をいただければと思うんですが。

中村委員長

今の点、宮本委員から。

宮本委員

ちょっとこれは明解に、ここはしておかないといけないと思いますので。何を対象にして進捗点検するかですね。

この前のスライドで、運営会議のたたき台が出ているわけですね。これで委員会がみんなそういう認識で、これでやりましょうということになれば、私はこれでいいと思うんですけども、それに対して今の小俣所長なりの話では、上のほうのやつはないんですと。下について、これから計画ができた暁に進捗点検してもらうものの、そのいわば勉強会といいますか、そういうことを検討してほしいんだというふうに私は今理解したんですけども。

当然、我々はその今までやってきたこの上のポイントですね、今実際に事業をやっているわけですから、それも対象に進捗点検をやるというふうに我々は理解しているんですけども、そこがまた河川管理者と我々が食い違ふとまずいので。このスライドについて、イエスなのかノーなのか、そこだけはっきり言ってください。

中村委員長

そうですね、ここが一番大事なところなんで。これについて先ほどのご説明と、このスライドに関してのご認識を伺えればと思います。よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

なぜ黙ってしまったかというですね、作業イメージの話なんですけれども、これは運営会議を昨年2回もやっていただいて、結局その作業が追いつくかというところで、今これは計画づくりを府県の意見を待ちながら、また近々出てくるかもしれないんですけども、物理的にその作業が追いつくかというところを非常に懸念してまして、それで少し運営会議の中でもご相談をさせていただいたのですが。

ですから、きょうの委員会もまず考え方をご議論していただく。これは我々もお願いしているので、これを早目にさせていただくということは我々としても対応させていただきなさいいけないなということで、そういった意味ではきょうの資料も非常に雑駁なものになってしまっているんですけども、この先がスケジュール的にちょっとまだ見えてないところがあるので、本当に計画がすぐにできて、まさにこういう方法論なり形式でシートを作りなさいと、作ったらどうかということをお我々も考え、先生方もとりあえず当面はこれでいいのではないかとこのができて、それで全項目について全てのものが整っていけば、これは当然上ができるのだと思うのですが、そこが100点なのか60点なのかというのはですね、これはちょっとまた今ここではっきりせえと言われると、なかなかちょっと「はい」と言いにくいなというところはございますが。

だから実際に下の作業をやるにしてもですね、下の意見、提言をいただくにしても、今後のやり方という意味で、上のことを全くやらないでできるとは我々は思ってないので、だからそこは、ちょっとどうやっていただくかにもよるんですけども、上をやらずに下をやるということを思っているわけではないということは間違いないのですが。はい。

中村委員長

はい。

川上委員

ちょっと話をわかりやすくするために、具体的にお話ししたいと思いますけれども。

今、淀川河川事務所では、3川合流点の御幸橋の下流で大規模に河道内の樹木を伐採しておられます。それから鶴殿では、従来から続いている事業で、たまった土砂の切り下げをやってヨシ原を再生しようという事業をやってらっしゃるわけですね。その対岸では楠葉ワンドのワンドづくりをやっていらっしゃるわけです。

そのように、流域委員会が始まる前からも行われているかもしれませんが、流域委員会でいろいろ議論になったことで、これはいい事業だというのはどんどん事業展開をされて、そしてそれがこの整備内容シートに位置づけられて、我々進捗点検をやってきたわけですね。

それで、もしそういうこの上の部分に係る今までやってきた、そしてこれから継続している事業、これを河川整備計画に位置づけなかったら、これは大変大きな矛盾ということになりますよね。事業を途中でやめなければいけないというふうなことに、それはちょっと極端な言い方かもしれませんが、そういうことになってくるわけですね。

だからやっぱり、ここのところはあいまいにするんじゃなくて、やっぱり最初の進捗状況点検の対象、それから次のこれからの事業の対象、この2つを進捗状況の対象として明確に位置づける必要はあるのではないかと私は思うんですけど。

中村委員長

宮本委員の意見も同じことですね、今の。

宮本委員

同じですよ。宮本ですけれども、ちょっともう1点言うと、今、小俣所長のほうから、こういった内容シートをつくるそのめどというか、労力的にクエスチョンだから今は何とも言えないとおっしゃったんですけれども、今回はこれをつくれということを言っているわけではないんですね。

ですから、さっきもあったように、この100何十という、こういうものをつくるということはやめて、個々の事業についてこういうふうに関心して議論するのではなく、先ほどの観点から進捗点検をしよう。そのときの対象を、今やっている、過去の計画に基づいてやっている事業を対象にしようということを言っているわけでありまして。

まず何を対象にするかを決めた後で、河川管理者ができるだけの労力、できるだけ範囲でやってもらおうということがあってですね、労力の話がわからないから、できないからその対象を外しますと言われると、それは本末転倒だというふうに私は思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

今の宮本委員の話は、多分、私が言ったことと同じなので、ちょっとそういった意味では誤解を与えたかもしれませんが、当然、やる内容は今やっている事業、過去からこれまでやってきている事業であることは間違いない、それはもう間違いございません。ただそれを、これと言わないで、新しいやつが今はまだどうなるかちょっとわからないので、それが作業がきちっと、100%コンプリートできるかと言われるとという意味で、さっき申し上げたということでございます。

昨年の多分今ごろの時期も、この委員会は相当熱心に使っていただいて、結局、去年は進捗点検が我々もやれてないわけですので、それと同じような状況にまたこれから我々事務方になってしまう可能性があるんで、ちょっと先ほどのようなことを申し上げているということでございます。

中村委員長

綾委員のほうから、はい。

綾委員

すいません。私が思っているのは、基本的に流域委員会の任務として2つあって、1つは整備計画の策定に関して意見を言うことと、その進捗の点検について意見を言うことという2つがあるわけですよね。今回新たに起こっている課題というのは、2番目の課題について実行しましょうということですよね。

それで、我々の任期は8月ですよね。8月の初めぐらいで2年間の任期を終わるわけですから、それまでにそれをやりたいというか、やらないといけないと、やらないと委員会の任務を責務を全うできないというのが1つはあるわけです。

それと、片一方としては、進捗点検という意味では、先ほどから議論されてますように、平成17年度事業の進捗点検についての意見というのが2006年8月に出ているわけで、実は18年度、19年度、20年度と3カ年間、基礎案に基づいてか、あるいは原案に基づいてかというのはわかりませんが、事業を各河川事務所のほうはやっておられるわけで、それについて、その間にやられたことについて、我々は8月までにちゃんとそれが適正なものかという評価をしないといけなくというのが、基本的に私は義務だと考えております。だからそれまでに何ができるかということは、どんな形でできるかというのは、まあ完成形でやるというのは恐らく無理な話なので、その範囲の中で議論をするというのが今一番重要なことではないかと思えます。それでももちろん、ここに書いてあります2番目のことについても、非常にこれは重要なことでありますから、非常に重要で、ぜひ私はやりたいと思っています。

中村委員長

ちょっと待ってくださいね。大体そこまでのやりとりで、河川管理者は1番はやらないと言っているわけではないと。当然、現在行われている事業を対象にしてやるんだけど、個別の事業をばあっと上げて、これを全部評価していただきたいというようなやり方は、ちょっと時間的にもう、この委員会が行う活動としても見直したらいいだろうと。それについては、例えば幾つかまとめてやるなり何なり工夫をして、実現可能な形でシートをつくって、それについて委員会の進捗点検ということをやりたいと。ただ、では何を目標にして、どの段階でどういう進捗点検を行って、それが実際にその計画にフィードバックされているかどうかということも含めて、方法論については幾つか両者の間で齟齬がある可能性も若干あるので、それはきっちり両者の間で合意できる形で方法論を確認した上で進めるといことにしましょうと。そういうふうな前提でこれから具体的に議論をしますけれども、それでよろしいでしょうか。

千代延委員

ちょっと待ってください。

中村委員長

はい、千代延委員。

千代延委員

千代延です。今のでいいんですけど、河川管理者の方にもう一回確認したいのですけれども、この上と下とありますね。それで、私の理解では河川管理者は、今までの事業については下のために試行的に事業評価をするというふうにおっしゃったと思うのですが、私は試行的ではなくて上のほうもまともにとすると、それでここに書かれた下のほうもやるという、この2本立てなんです。河川

管理者の方は下のほうの目的のために現在進行している事業については試行的にやるのみだというふうに私は受け取ったんですが、そのところは間違いでしょうか。それとも改めていただけるのでしょうか。

中村委員長

河川管理者、お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

最初のほうで私が発言した話で議論になったところなので、ちょっと申し上げますけど、今、千代延委員がおっしゃった案も案なんですよ。だから、河川管理者が現状を踏まえてきょうご提示した考え方ということで、1つはまずやり方というのを従来と少し改善しませんかという話。その改善の方法を大至急議論をしましょうという、これはもう運営会議でも同意をされている話です。

その点検結果、あるいは意見をいただく方法でやっていく必要がありますよねと考えたときに、すいません、我々は今、整備計画の策定に専念をしておるんですけども、そういった状況や、あるいは8月という委員の皆様方がお気になさっておられるそのリミットということを考えていきますと、中途半端にやるよりは、きちんとその方法ができてからやったほうが、考え方としてよりいいのではないかと提案を我々はきょうしているというふうに考えて。これも議論なんです。ということなんです、はい。

千代延委員

千代延です。それじゃ、ここの議論が例えば2本立てでいこうという場合に、それに従って、それを出していただけるかどうかはもう別の話ですね。委員会でこれをまとまって要望するかどうかを先に決めたらいいと思いますが。

中村委員長

確認ですが、当然その任期の間にできることをきっちりやるということは1つの大きな条件になると。ただ現実の問題として、実際に事業は進行していて、進行している中に基礎案なりあるいは提言なりの段階からの考え方を反映して事業に取り組んでいることもたくさんあると。それがどういうふうに進捗しているかということ、個別の事業の細かいことを評価するというのではなくて、基本的な考え方はきちっと反映されているかどうかという意味で進捗評価の対象に取り上げていくということで、現行の事業を取り上げていきますと。そのくくりをどうするかとか、あるいはその何をどこまでどういう方法でやるかというのはこれからの議論にして、今回と次回の委員会で決めていこうと思いますけれども。

基本的には1番と2番をやりますということでよろしいでしょうか。よろしいですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

私が考え方で提案した話は、今申し上げた理由から、正式に進捗点検を新しい手法でやるのは整備計画ができてからになるのではないかと。ただし、その整備計画ができる前にも、この進捗点検の議論というのは2番目になるのですけれども、できるので、そういう中ですね、試行という話をしましたけれども、その具体的なやり方を通じて現在進行の事業についても議論はできるのではないですかと、こういう話をしたんです。

綾委員

そういうことになりますと、網羅的に進捗点検するというのではなくて、ターゲットを幾つか

選択して、それまでに任期の期間にできそうなものに限定して持ってきて、試行的にそれを新しく提案された進捗点検の方法に従ってやってみましょうと、そういうことでよろしいんですかね。そういう理解でよろしいんですかね。

宮本委員

こういう話をしててもあんまり、これは物すごく疲れるんですけどね。

今の宮武調査官のおっしゃったのは、上はしませんということなんです。要するに2つ目をやりますと。2つ目をするのに、要するに今やっている事業である意味ではサンプリングするなり、何かそれを材料に使って2つ目の議論をしたいんですということをおっしゃったんですね。それに対して運営会議側からの提案は、いや、そうではなしに、今までやってきた、既にやっている今の事業についての点検も、これは試行的というのではなしにやりましょうと言っているわけですよ。だからまるっきり違うんですよ、これは。バツとマルなんです、おっしゃっているのは。ですから、ここは物すごく大事なことであってね。

それでなおかつ、この流域委員会に対する設置のときの規約といいますか、それにははっきりと、その計画ができるまでの案についても進捗状況を点検するということが書かれているわけですよ。ですから、それに対してこの委員会が、当然我々は1つでもやらないかと言っているんですよ。

だから基本的には、私は、ここで委員会としてやりますと言えばいいと思うんですけども、ただそれに対して河川管理者が、「いや、そんなことは我々頼んでいないんだから、また手弁当でやってください」と言われると困るんでね。ここの話ですよ。

中村委員長

そういうことだと思いますよね。ええ。

そういうことで、当然その資料等を出していただかないといけないんで、委員会がやりますといっても、具体的に実際にできないというようなことになってまずいので、これはきちりした認識をしておいたほうがいいと思うんですよ。

ただ、1番を網羅的にやるというのは、これは現実問題できないですよ。ですからこれは非常に工夫してやらないといけないと。工夫してやった結果が、1番の目的も達するし、2番に対しても、それをやったから2番ができたというようなものにしたいということは、それは共通認識でいくと。そういう共通認識のもとで1番と2番をやりますというふうに言っていたら、それは前に進むんだと思うんですけども。それでどうでしょうか。はい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

今の委員長のご解釈で、私は基本的にいいと思っています。

それで今、左手がここにあったんですけども、これでということではないということを申し上げて、これをどうするかというのが2枚目の話題なんです。だからこっちを私は強調して、2番目を強調して申し上げたので。

中村委員長

はい、川上委員。

川上委員

それで大体方向は決まったと思うんですけども。

その上のほうの進捗点検をやるに当たっても、今回、整備局のほうから提案された、河川管理者

が点検を行った結果に対して流域委員会が意見を述べるという方法でやるわけですよね。それでいいんですか。それでいいかどうかを。

中村委員長

次はその議論に行きます。今、その前にね。では、やり方、1番と2番をやるということで、やり方は工夫すると。ただ、1番の進捗評価にも非常に有効な作業をやっていただいたというふうにならないといけないし、それが現実に行えるような方法でやらないと中途半端になってしまうし、役にも立たないものが出てきてしまうということがあるので、それは気をつけて両方で協力してやりましょうということで行きますので、よろしくをお願いします。

それで、次にね、ここの河川管理者のほうで書いていただいたメモを委員会側でどう解釈するかということがあって、まだ誤解があったりするんですけども、1つ目は先ほどのPDCAサイクルのどの段階でどういう役割を委員会がやるのかということが1点、大きくは1点ですね。2点目は、この資料1の(2)の「進捗点検は、河川管理者自らが行う。流域委員会はその点検結果について意見を述べる。」ということを書いてあるんですけども、ここが委員のほうでは十分理解できてないと、これは一体どういうことなんだということで、まずは河川管理者のほうから、この1行ちょっとの文章をもう少し説明していただければ理解が進むと思うんですけども、お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

宮武です。解説ですね、この。まず、進捗点検とそれに対する意見を述べるということは恐らくキャラクターが別なので役割分担が要ります。それで、進捗点検というのは、他のこういったたぐいの議論もそうだと思いますけれども、実際に計画に基づき実施をしている者が一番情報とか実情を把握できておりますので、まずたたき台としての点検結果というのはきちんとまとめなくちゃいけないということが、この河川管理者みずからが進捗点検を行うということです。当然広い視野、専門的な話もありますし、それから流域全体を、上下流のお話とか流域の観点とか、そういった観点からの点検結果に対する意見というのは、まさに流域委員会の性格として意見をいただくべき主体ではないかということで、この1行ちょっとの文章をまとめたと思います。

中村委員長

まずは、この点なんですけれども、今のご説明で委員のほうはよろしいですか、理解。はい。

本多委員

本多です。河川管理者がそういう進捗点検をされて、我々が意見を述べるということなんですけれども、先ほどのPDCAの円の図にありましたように、その述べた意見が後どうなるのかということがわからないんですね。反映されていくのか、それとも参考に聞き置かれるのか、さっきのようにチェックはしたけれども、そのチェックが次にどう反映していくのかというのが少し私にはよくわからないのですけれども。

中村委員長

河川管理者のほうから、次の私が持っていこうと思ったところに入ってきているのですけれども、今の本多委員からのご質問の段階で何かお答え、どう考えているのかということなんですけれども、実際に意見を述べた後にどうなるか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

宮武です。さっきも水野さんとお話を、議論になったところだと思いますけれども。答えは、これも議論すればいい話だと思います。どういうふうなのがいいかと。一番大事なのは、少なくとも流域委員会と河川管理者と、まとまった点検結果に基づいて意見をいただき、その意見、それからその意見に対する参考にした状況というのは、外からよく見えるようにしていくというポイントで、これから、恐らく、多少試行錯誤はあるかもわかりませんが、こういうふうなやり方がいいのではないかとこのをまとめていければと思っています。

中村委員長

田中委員、どうでしょう。

田中委員

田中です。進捗点検というのは、やはり第三者的な機関がきちっとして調べて発言する、あるいは意見を述べるということなんですが、河川管理者みずからが事業をして、そして河川管理者みずからが進捗点検するというのはどういうことなのか、そのシステムで果して適正なものと社会的に判断されるでしょうか。

中村委員長

河川管理者に対してご質問です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

ちょっと説明が難しいところなんですけれども、河川整備のやり方というのは、まず先ほどのようにプランがあります。ただし、このとおりに例えば予算要求をして予算がつくか、あるいは現場の条件で利害関係者との調整がつくかと、あるいは予期せぬ環境上重要なものがあつたとか、そういったものというのは本当によく出てくる部分があります。これについて我々がどういうふうに対処してきたのか、1年間通じてまとめなくちゃいけないと、これが恐らく自己点検、進捗点検のポイントだと思います。そうすると、最も当事者たる者がそこを整理してということが妥当なのではないかなということなんです。

田中委員

河川管理者みずから整備計画に基づいてないような事業がもしあればという状態も出てくるということですか、そういう意味ではないんですか。

中村委員長

ちょっと関連の、綾委員。

綾委員

綾です。私は大学に勤めていますけれども、最近は自己評価とか外部評価とかいろいろ言われてまして、そればかりで毎日送っているようなところがあるのですけれども。結局、多分頭の中で、この整備計画の案の中とか原案の中にもP D C Aというのが入ってて、そのP D C Aを回すということで、できるだけ計画がうまく進行するように目標が達成されるようにということで進捗点検というのを行うものだと、こう思っているわけですね。そのために、実行する河川管理者がみずからその目標に対してちゃんと予算とか時間の制約の中でうまくそれが進んでいるかどうか点検すると、これは当たり前の話なんです。

我々は多分その外部委員会みたいな、外部評価の委員会になっていると思うので、そういった判断とかそれが適正なものであるかどうか、あるいはもっとほかの方法があるのではないかとこのよ

うなことを意見をするというのが1つの役目だと思うんです。

それと、あと自己点検した結果はP D C Aのアクションのほうに回さないといけないわけですよ。管理者による点検があって、その次にそれがアクションに行っているかどうか、このP D C Aサイクルがちゃんと回っているかどうかということ判断するというのが意見するというのが、これが一番大きな話ですね。それが回ってないようだったら、何か組織を変えなさいとかやり方を変えなさいとかと、そういうことを意見するというのが多分P D C A、多分これは岡田先生が一番詳しいと思うのですけれども、いらっしゃらないので私がかわりに言っているようなところがあるので、私の理解を言っているのですけれども。

そういうことで、河川管理者みずから行って流域委員会は点検結果について意見を述べるということには、その改善のことがちゃんと行われているかどうかということも含めて、P D C Aサイクルがちゃんと回っているかどうかということ判断すればいいのかなというように思っています。ただ、岡田委員の意見書にも前から出てますけれども、大車輪と小車輪という、いろいろなスケールのP D C Aがありますので、その辺のところについてはいろんな制約の中で考えていかないといけないというように思っています。

中村委員長

まとめますと、進捗点検は河川管理者がみずから行くと、これは当然先ほどおっしゃられたように、自分のほうで計画どおり進められたかどうか、何が問題になったのかというようなことを含めてしなければいけないし、データも提示しないといけないという意味で、それは必要ですと。それから、委員会のほうは、どういう評価基準で、評価基準というか目標設定も含めて、これは河川管理者が合意しないといけないのですけれども、それに基づいて、その進捗点検で出していただいたものに対して意見を述べると。

ただ、点検しっ放し、意見の述べっ放しで擦り合わないというようなことでは当然困るわけですから、そこで当然いろんな議論をしないといけないと、河川管理者が思っていた意見と委員会が出した意見とが当然折り合わないというようなことも出てくるかもわからないと、それについては当然議論をして、それに基づいて反映ということを考えましょう、ということにならないと反映できないわけですから、そういうふうな齟齬があった場合には委員会と河川管理者が徹底的に議論して、個別のものについてはもう一回、例えば実際に両者で現場を見に行くなりというようなことが必要になってくる。

ただ、時間が限られているので、それを効率的にやらないといけないと。幾つかそういう大きな課題になるようなところを選定してやるなり、スケジュールを考えてやるなりというようなことはこれからやっていかないといけないということだと思うんですが、基本的にはそういうことで。これは実際にやってみないとプロセスがうまく機能するかどうかというのはわからないのですが、そういう理解で行こうと思いますけれど、それでよろしいでしょうか、何かこの点に。はい。

宮本委員

宮本です。河川管理者がやられた進捗点検結果に基づいて委員会が意見を言うと、私はそれで結構だと思うんですけどね、このとき1つ心配するのは、河川管理者がいつまでたっても進捗点検しないと、そのアウトプットが出ないと、だから委員会は何も、まあ言うたらコメントもできないし議論もできないと、これは私は全くまずいと思うんですよね。

ですから、これはさっきありましたが、月に一遍ぐらい委員会をやるとか、あるいはワーキングをやるといふときには、きちっとした進捗点検結果が出てなくてもいいですから、途中段階での例えば生データであるとか委員会が求めたようなデータに基づいて資料を出してもらいたい。ぜひ、それはお願いしたいと思います。そうでないと、皆さん方が100点満点だと思ふ進捗点検結果がまだできてませんので実は委員会を開けませんとか、あるいはワーキングできませんと、こんなことだけはないということをお場で私は確認しておきたいんですけども、それでよろしいですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

宮武です。もう再三私が説明をさせていただいている中で、そこが論点だったと思うんです、私の説明と皆様方と食い違っているよというところがですね。私がきょう考え方を説明したいいろんな現在の条件を頭に入れた結論というのは、どうしても中途半端になりますよということなんです。それで。

宮本委員

ですから、中途半端でも結構ですと。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

ええ、今もおっしゃってますように。ですから。

宮本委員

ですから、中途半端で出してくださいということです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

はい。その部分が、これまた運営会議や今後議論しないといけないかもわかりませんが、当然できることはやっていかなくてはいけないということで、ただし不確定要素がちょっと今多過ぎるので。といいますのは、先ほども言いましたように今は整備計画策定に全力を投じているんです。そういう中で、まだ不確定要素があるものですから、きょうの考え方の説明としては、まずは方法論の議論をやっていくということに重心を置いて議論を進めたいという考えをお示したということなんです。

川上委員

なおかつ、この整備内容シートのように全部まとめて一括して一時に出していただかなくても、重要度、優先度に応じて順次出していただいたら結構かと思うんですよね。そういうことで、いかがでしょうか。

中村委員長

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

小俣です。今年度はある意味でスペシャルの期間で、まさに今計画をつくりつつ、進捗点検のやり方を議論しつつ、またやろうということなので、そこは先ほどの議論の中で委員長がまとめていただいた方向で我々もやっていきたいということを申し上げたとおりです。その後やっていく進捗点検の議論を今ちょっとしているというふうに私は理解していついて、ですから基本的にこのぐるぐる回るサイクルの中で、まず毎年やるかどうかというのも多分これはまた議論、あるいは今ほど宮本委員がおっしゃったようにどういうタイミングで始めるかというのもこれからの議論だと思うんですけども。

例えば、今日お示ししている資料3の個別の委員会、環境委員会とか保全利用委員会がございませぬけれども、これも個々の事業なり箇所の話で、ある意味ではこういう進捗点検的な形をやっていただいているのですが、その場合は意見をいただくと、もう1年なんてある意味ではあつという間ですので、前の年に言ったことが本当にやられているのかというのは次の年にチェックされるという形で、その反映のチェックは各委員会でされているというのが実情でございます。ですから、ちょっとそこは今後この点検をどういう形でやるのかというこの委員会とのやりとり、あるいは最後の委員会のご意見の中でまたお示しいただければいいのかなという気はしていますけれども。

中村委員長

よろしいですか、はい。

それではもう1枚だけ。このスライドで議論をさせていただきたいんですけど、各目標、そうですね、これですね、点検評価の基準についてこういう方針が出ています。これは提言から基礎原案、基礎案、計画案など、この基準をベースにして考えていくということでした。したがって運営会議もこれに準じた柱立てをしています。ただ、この柱立ての中身として何をするのか。次のスライドをお願いします。

これですね。「川が川をつくる」といっても非常に抽象的で、評価する場合もなかなか難しい。ただ、例えば連続性だとか多様性とかというようなところは、場合によってはもう少し踏み込んだ、時には定量的な考え方も反映しなければならない。細目に分けて内容を評価すると同時に、それを具体的な作業に落とすときどうなるのかを考慮しておかなければならない。これは次の委員会の議論の中心的な課題となってくるだろうというのが我々たたき台をつくった趣旨です。この点に関して、もしここがわからないと、あるいはこういう課題があるのではないかとというようなことがあれば、ここで議論させていただきたいと思います。寶委員、お願いします。

寶委員

寶です。関連するので、さっきのPDCAサイクルのスライドに戻ってほしいんですけどね、これとも関連しますので。ここで言う「計画」なんですけれども、これが何かということですよ。ですから、これが毎年毎年の施工計画とか事業計画であれば、これは1年のサイクルで回りますし、毎年毎年事業がちゃんと進んでいるかどうかが見られます。ところが、この上に示されている「計画」が整備計画ということであれば、もっと大きいサイクル、さっき綾先生がおっしゃったような大車輪になるわけですけども、5年ですとか7年ですとか10年のサイクルで見直していかないとイケませんわね。だから、これについて2通りあると。もっと大きいサイクルで、岡田先生がおっしゃっているのは、河川法そのものをさらに変えるというのはもっと大きなサイクルになるわけで、それは「超法規的」というふうに彼は言うておられますけども。ですから、毎年毎年の小車輪でやる評価基準、評価基準という言い方も僕はあんまり好きではないのだけれども、その検討項目と、それと大車輪とか中車輪とかに相当するものでやるようなのは違うと思うので、そこはやっぱり共通して認識しておかないとイケないと思いますので申し上げました。

本多委員

本多です。さきほどのPDCAサイクルの図をお願いしたいのですが、河川法が改正されて、やっぱり大きな役割を持たなければならない部分として、住民の意見聴取や反映、それから住民参加というものが大きな視点として必要になってくると思うんですね。実際に、この流域委員会では8

年間住民意見を聞きながら、この整備計画案まで到達してきましたけれども、実際にここにも意見も言っていない、整備計画案も知らないという方もたくさんおられます。そういう方が川で工事が始まって初めて「何これ」とか、でき上がって「何でこんなの」というようなものが出てきたり、せっかく丁寧に住民意見を聞きながらやってきても、突然行政の方に住民から批判が行ったり反対運動が起こったりということもあると思うんですね。今までもそうだったと思うんです。実は計画があって、そのとおりやったら反対運動が起こったというようなこともあると思いますので、やはり住民意見をどう聴取し反映しながら個別の事業もやってきたか、またやっていこうとしているかというようなことも私は必要になるんじゃないかというふうに思います。以上です。

中村委員長

ほかに。はい、深町委員。

深町委員

評価基準としては非常によくまとまっていると思うんですが、河川管理者のほうの資料1の中の(2)の下のポチがすごく気になっているんですけど、「事務所単位で設置される委員会等との役割分担の明確化」ということで、何か個別のことはほかの委員会でするから、ここの流域委員会では、ここに書いてありますが、整備計画の全体の視点から進捗点検を河川管理者がやり、全体の視点からということで限定されている。それに対応しているような、これに対してはどういうふうな姿勢を持った基準なのかということをお教えいただきたいのですが。

中村委員長

これは竹門委員のほうからお願いします。

竹門委員

ここに書かれた項目は、先ほど時間スケールを加味して検討すべしというご意見がありましたように、空間スケールについても必ずしも限定してないわけですね。ですから、場合によっては各種委員会ですなされた、これでよしと思われていた点検結果に対してクレームをするということもあり得るわけで、その場合には非常に具体的な部分についての意見形成にもなり得るということで、必ずしも限定してないわけですね。ですから、それをどのように総合化していくのかというのは、まさに仕組みの中に大きな空間のもの、それから長い時間スケールのものと、それから毎年行われているものに対する意見をどのように織り込んでいくかという、そのやり方を工夫する必要があるということになると思うんですけども。

深町委員

そういう意味で言いますと、河川管理者側が求めている視点とはちょっとまた違う、当然含まれていると。

竹門委員

それは、ですから、必ずしも意向に合わせてこういう図式をつくったわけではありませんので、今後議論していく必要があると思います。

深町委員

はい。

中村委員長

川上委員。

川上委員

川上です。今の問題については、竹門副委員長がおっしゃったとおりだと思うんです。委員会の進捗点検に当たって、そういう制約的なことは受けないほうがいいと思うんです。ただ、各種委員会との役割分担の明確化と書いてありますけれども、この意味が必ずしも明確でないのですけれども、進捗点検に携わる我々としては、各種委員会の活動だとか、あるいは意見だとか、そういうふうなものも参照し、あるいは河川管理者から資料提供もいただいて、そして総合的に意見を述べていくという姿勢でいいのではないかなと思うんですけど。

中村委員長

それはそういうことだと思うんですね。委員会の構成が、各整備事務所単位の専門部会的な委員会の構成メンバーとはもちろん違い、視点も広範になってくる。それから、これまでの計画策定あるいは今度できる計画に準拠した柱立てを生かした評価をするという意味で、必ずしも同じ視点ではない。同じ事業を別の視点で評価することはあると思うんですが、これも、ただ現実的に考え、求められているところで重要な貢献をするという趣旨で両者が理解しているというふうに私のほうで考えているんですけども、それでよろしいでしょうか。はい。

では、そういうことで。あと二、三分ですが、実はこの評価基準の例も含め、次回の委員会に向けたたたき台づくりというのが委員の中で必要になってくると思うんですよね。それで、そのためのワーキングが必要になってくると思うんです。次回の委員会に、きょうの議論を踏まえてこういうふうな考え方で行ったらいいのではないかな、あるいはこういう事例で、つまり先ほどの小さいサイクル、大きなサイクルというのはこういうふうに整理したほうがいいのではないかな、あるいはこの柱立てに対する評価基準の例として、こういう視点が欠けていたのではないかな、あるいは先ほどの住民参加のような部分が今回新しく出ましたけれど、住民参加をするためには評価はこういうふうにしたらいいのではないかなというようなことを整理する、その作業部会といいますか、ワーキングを設置しないといけない。そうした上で委員会を開催したほうがいいだろうというふうに思います。これはもし運営会議のほうに任せていただければ整理し、委員に集約作業をするお願いするしたいと思います。これは了解していただければ我々のほうで整理してご連絡します。

ということで、きょう審議に上げたことの大半は達成できたかなと。きょうの目的は進捗点検ということの意味と、河川管理者と委員会との、あるいは委員間の理解を深めると同時に理解を共通にするという目的がありましたので、そういう意味ではご協力いただいて所期の目的は達成されたということになると思います。

4．一般傍聴者からの意見聴取

中村委員長

ちょっと時間が迫っているんですが、ここから一般傍聴者からの意見聴取させていただきたいと思います。挙手いただければと思います。お三名の方がおられますので、一番左の方から真ん中、右の方というふうに。

一般傍聴者（酒井）

ありがとうございます。桂川流域住民の酒井ですが。

中村委員長

時間は2分か3分程度でお願いします。

一般傍聴者（酒井）

はい。できるだけ。いつも長いほうなんで、できるだけ心がけます。

そもそも、きょうは、久しぶりの流域委員会ということで期待しておりました。まず流域委員会、御存じのように会場を見ていただいたら結構なんですけど、地域の住民の皆様が関心を持ってないんですよ、流域委員会に対して。河川管理者に対しても、きょうの答弁とか議論を聞いてますと、こういう河川行政をやられる、新聞報道でいろいろ知事の意見聴取とか滋賀県の議会の結果とかありますし、最終意見は、まだはっきりは出てないですけども、そういうことなんですよ。

ということは、住民の皆さんが期待してない流域委員会になっているのではないかと思います。運営会議も私は行きました。各種の小さな環境委員会とか河川利用委員会もできるだけ、住民の代表じゃないですけど、どれだけ住民を巻き込むのが大切です。そうでしょう。いろんな国の河川政策、府県の政策にしたって、住民の同意とか合意形成が必要です。多額な税金を使って、国は金がない中で進行しています。実際に後でかぶるのは住民ですよ、税負担がかかるのは。きょうの委員会、最後のところに、もう30秒になってますけれど、前回の運営会議の報告書最後のところに近畿整備局の局長に来ていただくということになってます。これはなぜ来られないのか、どういう期待を持って4役が書かれた文書なのか、できたら答えて下さい。流域の住民が流域委員会の不信、河川行政の不信というのはますます増大するだけで何をやっているかはわかりません。任期が来たら「ああ、こんなもんやったんじゃないか」、「無駄金を使ったんじゃないか」という話になりそうなので意見を申し上げました。ありがとうございました。

中村委員長

真ん中の。

一般傍聴者（増田）

よろしいですか。

中村委員長

ああ、ごめんなさい。そちら、どうぞ。4名ですか。

一般傍聴者（増田）

箕面から来ました増田京子です。私も久しぶりの委員会で期待していたのですが、こういう進捗状況の認識を一致するということの議論に終始したかと思えますけれども、これを初めて見た人はきっと本当に「何でこんな議論をこういう公開の場でやらないかんのや」と多分思われると思いますが、でも私はやはりすごく重要な議論であったと思えます。その認識を一致するというのは大事やったと思えます。

でも、やはり傍聴していて思ったのは、もう淀川流域委員会を河川管理者は開きたくないんだなということを感じました。これは私の感想、感じだけなのかどうかわかりませんが、もう今河川整備計画案に知事意見が出て、そして今後どうなっていくかと、もうその整備計画ができるまでは流域委員会は本当は開きたくないのだというのが本音ではないかなというのを感じてしまいました。でも、進捗点検はきちっとしていくとまとめていただきましたので、ぜひそれはやっていただきたい、これをお願いしたいと思います。

それで、8月に任期が切れるということですが、次、第4次流域委員をきっちりと公募で募集していただく、その準備をもうそろそろしていかなければいけないのではないかと思います。

整備計画ができるんですから、今度はその整備計画に対する進捗状況を次の流域委員会がきっちりとしていかなければいけないのですから、その準備を始めていただきたい。3次の委員を募集するとき、レビュー委員会を立ち上げるとかそんなんでも延ばしてしまいましたけれど、もうその準備をしていただくことと、そしてその次の委員にはきっちりといける委員も入るような形、そうでないとそれこそまた無駄な時間を費やすと思いますので、それをやっていただきたいと思います。

そして、もう一つ。きょう傍聴席から、多分ここに河川管理者の事務所の方とかいらっしゃるんですね。ここは傍聴席ですのでね、ここからメモを回したり何か携帯を見回したりとかするというのはやめていただきたいと思います。ちゃんと傍聴席から発言して、傍聴としての意見をここで言っていただきたいと思います。職員としているんだったら、ちゃんと前に並んでやってください。以上です。

中村委員長

はい、ありがとうございました。はい、そちら、お願いします。

一般傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。河川管理者は、ほかの委員会と重複することは流域委員会には意見を聞きたくないとおっしゃっている。けれども、ほかの委員会と淀川流域委員会は全く違うではありませんか。ほかの諮問委員会はすべて河川管理者がみずから委員を選んでいます。少なくとも、淀川水系流域委員会は2次までは河川管理者以外が委員を選んでいるんです。もしも事業の点検をしてほかの委員会と流域委員会の意見が違えば、河川管理者は流域委員会の意見を聞くべきです。まして、事業の点検を河川管理者みずからが行うなどということは絶対に許されません。何のために河川法を改正したんですか。河川管理者がひとりよがりの事業を進めることを住民が受け入れられないから、今のようなシステムをつくったのではなかったんですか。流域委員会は現地を見たり、みずから意見書を書いたり、その労を惜しむのであれば、もはやこの委員会は淀川水系流域委員会ではありません。委員お一人お一人が今後のことをしっかり考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

中村委員長

はい。そちらの方、お願いします。

一般傍聴者（今本）

今本です。私はきょう配られました資料1の「河川管理者の考え方」というのを読んで驚きました。1番のところに書かれている「進捗状況を点検するという視点からの審議ではなく」ということを書いていますが、これはこれまでの委員会、あるいは当時の河川管理者に対していささか無礼であります。いささかどころではない、非常に無礼であります。また、2番目に書いているところは今も意見ありましたが、進捗点検をしてもらいたくないというのを傍聴席から聞いてましてひしひしと感じます。つまり、今の河川管理者はこの流域委員会を軽視、あるいは無視したいと言っていると思えます。流域委員会はこのことをもっと厳粛に受けとめて厳しくとがめていただきたいと思います。

もう一つ、流域委員会に対して希望があります。昨年10月16日に河川整備計画策定に関する意見書というのをこの委員会は出されました。その中に、異例とも言える7名が連名で「意見」を出しておられます。連名で意見を出すというのも非常に異例なんですが、そこに書かれている内容は委

員会の意見を真っ向否定するものであります。しかも、その7名はいわゆる河川に関し専門と言われている方々ですから、非常に世の中を混乱させております。委員会の意見が正しいのか、7人の意見が正しいのか、この問題は委員会として「けじめ」をつけるべきです。これは非常に大事なことです。つまり、どちらが正しいのかということです。これは委員会でする必要はありませんが、もし正しくない主張をした側は委員を辞職するぐらいの覚悟を持ってやっていただきたいと思う。特に、連名で個人意見を出されたということは非常に異例であるだけに、そのことを委員会に強く希望いたします。以上です。

中村委員長

はい、ありがとうございました。では事務局にお返しします。

5. 閉会

庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第83回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 0時26分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えしお名前を議事録に明記したうえで、確定とする。